

平成 27 年 7 月 1 日

高齢受給者（70 歳～74 歳）各位

京都府建設業職別連合国民健康保険組合
事 務 局

国民健康保険「高齢受給者証」の更新について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高齢受給者（70 歳～74 歳）に該当する被保険者の皆様には、国民健康保険被保険者証に加えて医療費の負担割合を提示するための「高齢受給者証」を発行させていただいております。この高齢受給者証については、前年中の課税所得（課税標準額）により当年度の医療費の負担割合を判定するため、毎年 8 月 1 日に定期更新が必要となります。

つきましては、現在使用されている高齢受給者証は、有効期限が平成 27 年 7 月 31 日までとなっていますので、下記の要領により更新手続きを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 更新内容 国民健康保険「高齢受給者証」の更新
- 2 更新期間 **平成 27 年 7 月 15 日～7 月 31 日**
- 3 更新方法 所属されている支部の案内に従い更新手続きを行ってください。
更新方法は支部により異なりますので、手続きが不明な場合は、支部事務所までお問い合わせください。
[組合の支部事務所へのリンク](#)
- 4 留意事項 (1) 高齢受給者証の更新は、事前に平成 27 年度（26 年分所得）の課税証明書を支部に提出していただく必要があります。
なお、ご提出いただけない場合は、医療費の負担割合が判定できないことから高齢受給者証は発行されませんのでご注意ください。（高齢受給者証をお持ちでない方が医療機関を受診された場合、前年中の所得に関わらず医療費の 3 割または 10 割負担を求められこととなります。）
(2) 現在使用されている高齢受給者証は、有効期限（平成 27 年 7 月 31 日）までご使用の後、所属の支部事務所までご返却いただきますようお願いいたします。
- 5 その他 高齢受給者証の年度（有効期限）は 8 月 1 日～7 月 31 日です。

以上